

第26回まつだ桜まつり出店(テント)申込について

今年度も標記のイベントを次の日程で開催いたしますので、出店参加の希望がある方(別添出店要項の出店資格を有する者)は、令和6年12月27日(金)までに、出店申込書等を事務局(TUDOI 合同会社)まで、FAX または e-mail でご提出くださるようご依頼申し上げます。

記

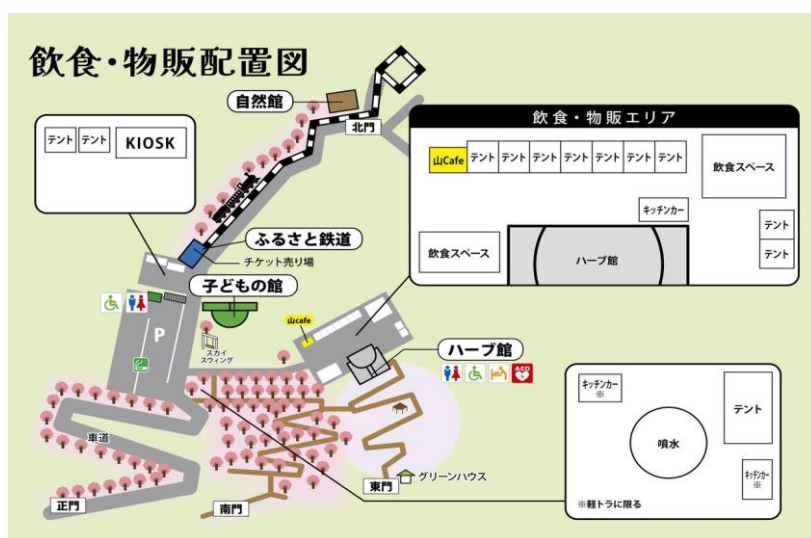
1 桜まつり開催期間

令和7年2月8日(土)から3月9日(日)まで

開花状況によりまつり期間を延長する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

2 出店場所

西平畑公園内



3 出店資格

- (1)原則として町内に店を有する者、若しくは町内に住所を有する者
- (2)かつて出店等でトラブル等発生しなかった者
- (3)出店許可条件を厳守する者
- (4)屋台型臨時営業許可取得者(現地で飲食物を調理し販売する場合)であること
- (5)原則として、まつり開催期間中毎日出店できる者
- (6)その他主催者が特に認める者

4 出店条件

- (1)販売商品の品質管理
 - ① 粗悪品の販売禁止
 - ② 賞味期限内での販売
 - ③ 食品表示の徹底(食品表示法)
- (2)飲食の衛生管理
 - ① 食器類は使い捨て容器のみ
 - ② 販売員は常に清潔であること
- (3)出店料等について
 - ① 出店基本料 60,000円(税込66,000円)
 - ② 協賛金 売上金の10%

③当日の売り上げは決められた売上票に記載し、主催者に申告する

※実績報告会で公表予定

④出店基本料は決定後令和7年1月24日(金)までに納入ください

なお、出店される全店舗の協賛金はまつり終了後、令和7年3月14日(金)までに下記振込先にお振込みください。

【振込先】

金融機関 : さがみ信用金庫松田支店

口座番号 : 普通0365094

口座名義 : ツドイゴウドウガイシャ

⑤ 出店者で給排水、電気、調理機器等の設置費用は個人負担とします。

但し、照明用電源と上下水道の本管及び引き込みは主催者が設置する

(4)その他

①出店場所・スペースについては、主催者側で指定させていただきます。

②出店申込み者本人が出店するものとし名義貸し等はできません。

③出店者は指定された場所を変更する場合は、主催者の許可を受けてください。

④販売商品に問題が生じた場合は、出店者の責任といたします。また、出店関係の管理は自らい、主催者は、事故ある時も賠償補償等はいたしません。

⑤出店の希望店が多数の場合は、従来の出店者を優先いたします。その他については、抽選等とさせていただきます、主催者側で決めさせていただきます。また、詳細については別紙、出店者遵守事項を参照してください。

⑥常に「おもてなし」の誠心をもって接客対応すること

⑦飲酒・喫煙しての接客は禁止します

⑧食品衛生法、町条例その他の法令に抵触する行為の禁止

⑨出店者によるゴミの処理等は、常に清潔にしておくこと

⑩酒匂川臨時駐車場は交通安全上出店することはできません

⑪各店で松田町をPR出来る商品の販売、開発等の検討並びに協力すること

⑫品切れ等により販売の機会を逸することを避けること

⑬他の店舗と同種商品ラインナップが想定される場合にはメニューの変更をお願いすることがあります。

5 提出書類

①第26回まつだ桜まつり出店申込書

②誓約書

③現地での加熱、調理加工する品目の調理方法確認書

※保健所に行事開催届を提出する際に使用します

④火気類の配置場所確認表《小田原市消防署へ届出》

※火気(コンロ・ストーブ等)設置箇所、消火器の設置箇所等の記入など必要事項をご記入ください。消防へ届出する際に使用します。

⑤屋台型臨時営業許可書の写し《まつり会場で飲食物を加熱や調理して販売する場合》

※屋台型臨時営業許可につきましては、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター

生活衛生課(0465)83-5111(内線421又は422)までお問合せのうえ、手続きをお願いします。

各記載事項に反する行為をした場合や、主催者等が衛生上問題ありと判断した場合は、改善を命じます。従わない場合は、直ちに店舗許可を取り消し、撤去を命じます。
その他、ご不明な点につきましては、事務局までご連絡ください。

事務局

西平畑公園指定管理者 TUDOI 合同会社

園長 熊谷哲也

TEL/0465-85-1177 FAX/0465-85-1176

e-mail/kouen@nisihira-park.org